

調達要求番号：3KL01C33005

陸上自衛隊教育訓練研究本部仕様書		
陸上自衛隊目黒駐屯地 陸上自衛隊地区で使用する電気	仕様書番号	3KLO-Z3005
	作成	令和5年 2月 1日
	作成部隊等名	教育訓練研究本部 総合企画部管理課

1 概要

(1) 需要場所

陸上自衛隊目黒駐屯地 陸上自衛隊地区
東京都目黒区中目黒2丁目2番1号

(2) 供給地点特定番号

03-1011-2000-5016-0600-0414

(3) 業種及び用途

官公署（学校・研究：国家事務）

2 仕様

(1) 電気供給様式等

ア 供給方式 : 交流 3相3線式
イ 供給電圧（標準電圧） : 6, 600V
ウ 計量電圧（標準電圧） : 6, 600V
エ 標準周波数 : 50Hz
オ 受電方式 : 1回線受電
カ 蓄熱式負荷設備の有無 : 無

(2) 契約電力、予定使用電力量

ア 予定契約電力 : 86KW（昨年度最大86KW）
イ 予定使用電力量 : 126, 147kWh
※ 当該年度の月別予定使用電力量は、「別紙第1」のとおり
※ 令和元年度から令和4年度の月別最大電力負荷曲線、及び使用電力量実績は、「別紙第2」のとおり

(3) 使用期間

自 令和5年 4月 1日00:00

至 令和6年 3月31日24:00

(4) 電力量等の計量

ア 自動検針装置 : 有

イ 電力会社の検針方法 : 自動検針装置による。

ウ 計量器構成 : 電力需給用複合計器（普通級）

エ 計量日 : 原則として、毎月1日とする。

(5) 需給地点

需要場所における東京電力が施設した供給用配電箱（高圧キャビネット）内の
UGS（地中線用負荷開閉器）の1次側の接続点とする。

(6) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(7) 保安上の責任分界点

電気工作物の財産分界点に同じ。

(8) 環境配慮契約法に基づく裾切り要件

二酸化排出係数、未利用エネルギーの活用、及び再生可能エネルギーの導入
に関し「別紙第5 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状
況に関する条件」を満たしていることを書面にて提出する。

(9) その他

ア 力率の保持のため自動力率調整装置を設置しており、使用期間中については
100%を保持する予定。

イ フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。

ウ 非常用自家発電設備はない。

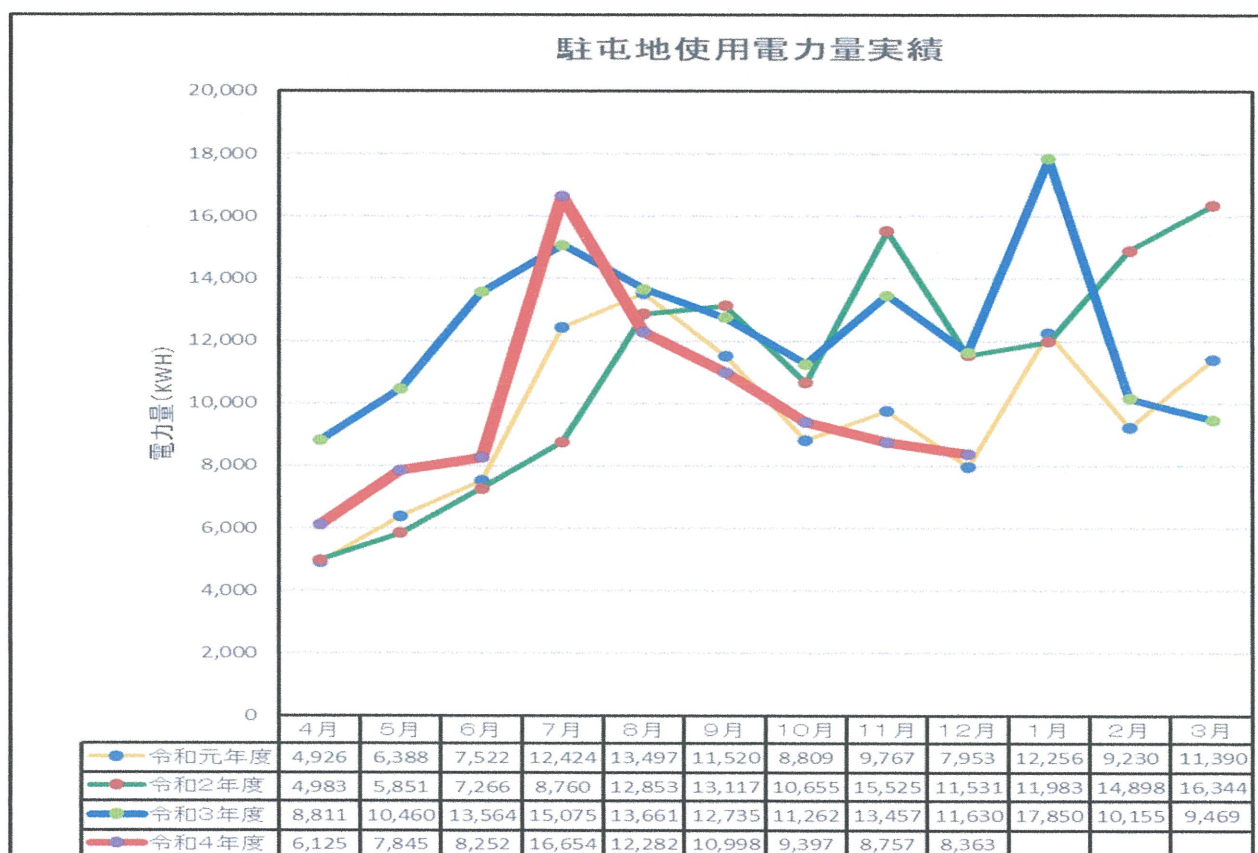
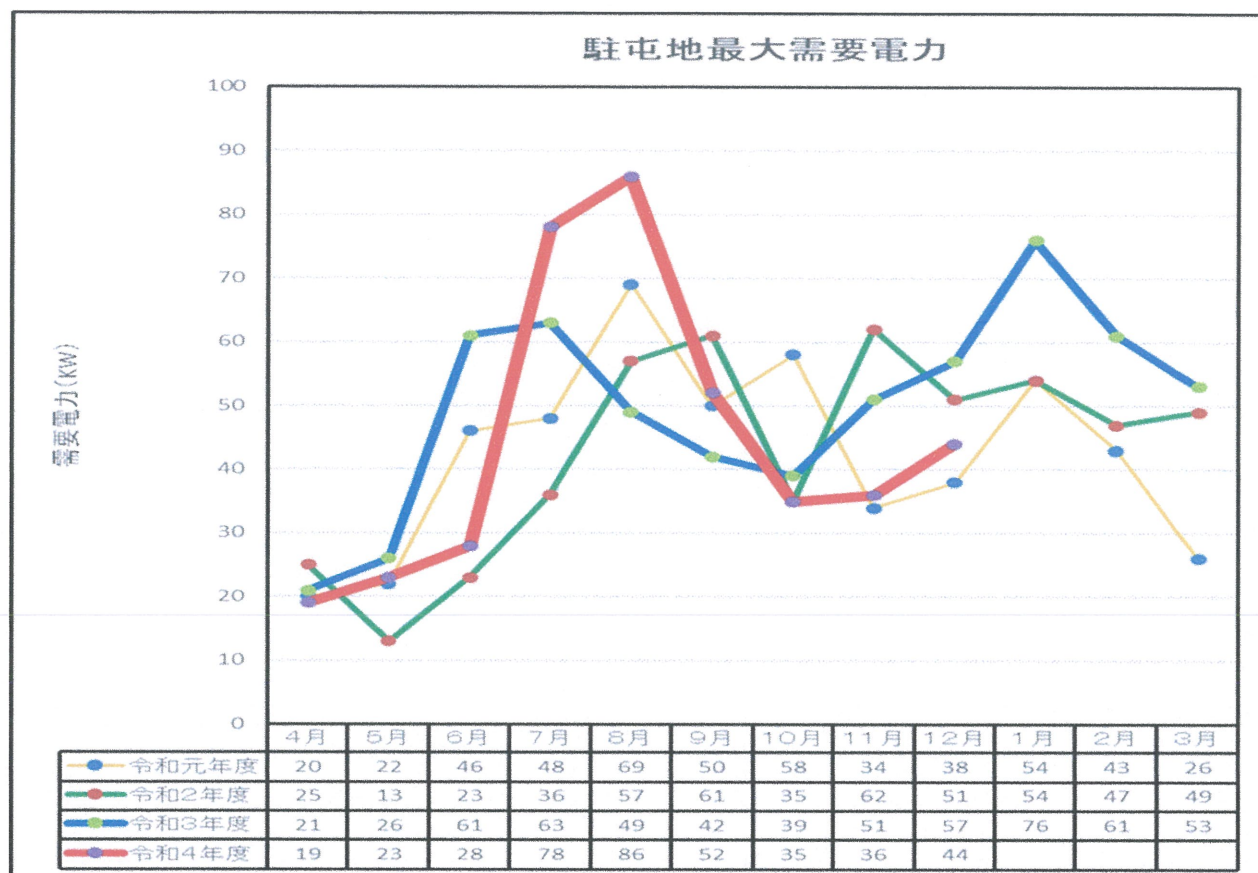
エ 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引または割増、電力量料
金の燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関す
る特別措置法に基づく賦課金については、当該地域を管轄するみなし小売電気
事業者（または一般送配電事業者）が定める、標準供給条件（基本契約要綱）
によるものとする。

オ その他この仕様書に定めのない事項については、官側の指示に従うものとする。

令和 5 年度月別予定使用電力量

年 月	予定使用電力量	備 考
令和 5 年 4 月分	6, 1 2 5 KWH	
令和 5 年 5 月分	7, 8 4 5 KWH	
令和 5 年 6 月分	8, 2 5 2 KWH	
令和 5 年 7 月分	1 6, 6 5 4 KWH	
令和 5 年 8 月分	1 2, 2 8 2 KWH	
令和 5 年 9 月分	1 0, 9 9 8 KWH	
令和 5 年 1 0 月分	9, 3 9 7 KWH	
令和 5 年 1 1 月分	8, 7 5 7 KWH	
令和 5 年 1 2 月分	8, 3 6 3 KWH	
令和 6 年 1 月分	1 7, 8 5 0 KWH	
令和 6 年 2 月分	1 0, 1 5 5 KWH	
令和 6 年 3 月分	9, 4 6 9 KWH	
計	1 2 6, 1 4 7 KWH	

月別最大電力負荷曲線及び使用電力量実績



二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に 関する取組の状況に関する条件

1 条 件

(1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示(※1)しており、かつ、①前年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数、②前年度の未利用エネルギー活用状況、③前年度の再生可能エネルギー導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の 4 項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が 70 点以上であること。

要 素	区 分	得点
① 前年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数(調整後排出係数) (単位: kg-CO ₂ /kWh)	0.000 以上 0.400 未満	70
	0.400 以上 0.425 未満	65
	0.425 以上 0.450 未満	60
	0.450 以上 0.475 未満	55
	0.475 以上 0.500 未満	50
	0.500 以上 0.525 未満	45
	0.525 以上 0.550 未満	40
	0.550 以上 0.575 未満	35
	0.575 以上 0.600 未満	30
	0.600 以上 0.625 未満	25
	0.625 以上 0.810 未満	20
	0.810 以上	0
② 前年度年度の未利用エネルギー活用状況	0.675% 以上	10
	0%超 0.675% 未満	5
	活用していない	0
③ 前年度の再生可能エネルギー導入状況	7.50% 以上	20
	5.00% 以上 7.50% 未満	15
	2.50% 以上 5.00% 未満	10
	0%超 2.50% 未満	5
	活用していない	0
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注) 各用語の定義は、付表「各用語の定義」を参照。

※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（令和2年9月29日改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

各用語の定義

用 語	定 義
①前年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	「前年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている前年度の調整後二酸化炭素排出係数
②前年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、前年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 $\text{前年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を} \\ \text{前年度供給電力量(需要端) (kWh) で除した数値} \\ \text{(算定方式)} \\ \text{前年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh)} \\ \text{前年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{前年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh)}}{\text{前年度の供給電力量(需要端) (kWh)}} \times 100$
	1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ① 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）」（以下「FIT 法」という。）第二条第 4 項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） ③ 高炉ガス又は副生ガス

用 語	定 義
③前年度の再生エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式) $\text{前年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{前年度の再生可能エネルギー電気の利用量(送電端) ①+②+③+④+⑤}}{\text{前年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ ① 前年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端(kWh)) ② 前年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端(kWh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。) ③ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kWh) (ただし、前年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh) (ただし、前年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh) (ただし、前年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) 1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)

特別電源割当計画書 様式例

用 語	定 義
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。